

## 質疑・回答

### 事業名

### 令和8年度 生活文化を活用した本格的なコンテンツ造成事業

| No. | 質問  | 回答   |
|-----|---|--|
| 1   | 既存のインバウンド向け体験プログラムを「簡略化」「単純化」したコンテンツは、本格的と認められるのか。  | 本格的とされる要素については、審査員が判断します。本事業の趣旨に沿って事業を組み立てていただければ、そこを審査員が評価することになります。  |
| 2   | 目的に記載の「訪日外国人観光客」について、対象に制限はあるか。既に海外で茶道や華道を習っている外国人を対象として、本格的な体験のために来日してもらうようなイベントを開催する場合、これは「訪日外国人観光客」とみなされるか。<br>上記のような想定も含め、「訪日外国人観光客」のターゲットをかなり絞り込むことを考えているが、それで差し支えないか。 | 特段の制限はありません。<br>審査員がどのように評価するかに関しては、現時点で回答できませんが、本事業の趣旨に沿って事業を組み立てていただければ、ターゲットを絞り込んでも差し支えありません。   |
| 3   | 帰国後のフォローアップ調査が必要とのことだが、訪日外国人観光客の個人情報を持つことは必須になるか。   | 必須ではありません。   |
| 4   | 本事業の対象となる分野について、文化芸術基本法第十二条では、「国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興」とあるが、その他の生活に係る文化の具体例はあるか。  | 文化芸術基本法及び文化庁生活文化調査研究事業にて基礎調査・詳細調査を行っているものが生活文化の例示と想定しているため、それ以外のものを生活文化として提案するときは、なぜそれが生活文化といえるのかを企画提案書にて説明していただく必要があります。<br>(参考) <a href="#">生活文化調査研究   文化庁</a> |
| 5   | 「事業規模：1件当たり24,450千円(税込)を上限とする。」とあるが、自己負担の割合どうなるか。   | 補助事業でなく、委託事業のため、補助率や自己負担割合はありません。<br>委託費の上限額が、1件当たりの事業規模となります。   |
| 6   | 公募要領の6. 事業期間（契約期間満了日）について、「R8年度」の事業期間は2027年3月31日が最も遅い満了日として、経費等の検討をすべきと認識してよいか。   | ご認識のとおりです。<br>なお、契約の満了日については、例えばイベント等の最終日などではなく、委託業務成果報告書等の提出を終え業務を完了する期日となります。<br>その満了日として、最も遅い日が3/31となる点にご注意ください。  |
| 7   | コンテンツのテーマは複数でもよいか。<br>また、競技かるた・百人一首はテーマの一つになるか。   | 差し支えありません。<br>生活文化としての取扱いは、No.5と同様となるためご注意ください。  |
| 8   | デジタル技術を用いた染物で着付けするという体験コンテンツは「和装」のコンテンツとして補助対象になるか（生活文化として説明できれば問題ないか）。   | 本事業の趣旨に合致するのであれば差し支えありません。<br>また、他の質問と同様、補助事業ではなく、委託事業である点にご注意ください。  |
| 9   | 1団体あたりの応募件数上限はあるか。<br>また1件につき1分野に限るといった制限はあるか。  | 上限及び制限はありません。  |
| 10  | 「既存の訪日外国人向けの体験コンテンツと比べた場合」とあるが、既存コンテンツを実施したことがない場合は企画提案できないことになるか。  | 既存の訪日外国人向け体験コンテンツとの比較に当たっては、提案者が自身・自社で生活文化に関する体験コンテンツを提供した経験（それと比較すること）は必須ではありません。   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 11 | 企画提案書の作成方法について、A4 とあるが、電子ファイルとは別で作成するということか。  | 電子データで出すときのレイアウトに制限はありませんが、紙媒体で提出する場合は A4 判としてください。  |
| 12 | 自社に発注する場合の経費計上は認められるか。<br>例えば、パンフレットを内製する場合の経費は委託費に係る経費として認められるか。   | 受託者の自社製品やサービスを調達する場合は、原価（当該調達に係る製造原価等）をもって委託費の対象経費に計上することになります。<br>（参考） <a href="#">委託事業の手引き（文部科学省大臣官房会計課）</a> P.8 をご参照ください。   |
| 13 | 事業開始時期について、9 月上旬という認識でよいか。  | 7 月中旬の選定終了後 30 日以内に結果を通知することとしていますが、「9 月上旬」については、その後の契約締結まで全ての手続が滞りなく進んだと仮定した場合の想定であることにご留意ください。<br>したがって、何らかの不測の事態が生じたときは、開始時期がさらに遅くなることをお含みおきください。   |
| 14 | 受託以降、令和 9 年度～は、生活文化体験イベント等の開催回数は「〇回以上開催」などの制約はあるか。  | 委託事業終了後、次年度以降の自走化により提案者がイベント等を開催することについて、制約はありません。   |
| 15 | 本事業において収益が出た場合、返納の義務や分配の基準はあるか。   | 例えば入場料を徴収した場合、実績報告において自己調達資金に当たることになるため、委託業務経費額の収入額へ計上し、委託費として文化庁が支払う金額から差し引くこととなります。  |
| 16 | 観光庁のインバウンド向け補助金にも申請しているが、文化庁と観光庁とどちらも補助を受けることは可能か。  | 補助事業ではなく、委託事業となるため、例えば複数のコンテンツがまとまっている場合、本事業の委託費と補助金を両方使う場合は、経費の切り分けを実績報告時に明確化する必要があります。<br>例えば、全体が「A」だとして、その中に①②③というコンテンツがあった場合、①のコンテンツについては本事業（委託事業）として実施し、②③に補助金を充てることは想定されますが、①のコンテンツに係る経費に委託費と補助金の両方を充てることはできません。 |
| 18 | 委託費の概算払は可能か。  | 委託事業は精算払が原則となるため、採択後に御相談ください。  |
| 19 | 公募対象が法人格を有する団体である点を踏まえると、上限を超える部分について企業の資金での負担が可能なケースも多いかと思うが、事業規模は 24,450 千円を上限とし、それ以上の規模の事業はあてはまらないという理解でよいか。 | ご認識のとおりです。   |
| 20 | 生活文化を提供している団体と事前に企画内容を合意する必要はあるか。   | 9 月契約・事業開始のスケジュールを想定した場合、企画提案書の提出の前段階で、生活文化の技術的な相談等をされるというのが通常想定される事業の進め方と認識しています。（契約後に相談等をしてイベント等は実施できないのではと考えられるため）<br>説明会にてお示したスケジュールで業務実施可能な計画に基づき、企画を作成してください。  |
| 21 | 再委託費の上限などはあるか。  | 業務の全部を再委託することは認めませんが、具体的な上限額はありません。<br>一部再委託を行う場合であっても必要な範囲のみの再委託をお願いします。  |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 22 | 本格的な生活文化に係るコンテンツを体験してもらうことを通して、こういった効果がある、というものを実証・検証するのが事業目的か。  | 本事業の目的は、仕様書に示すとおり、本格的な生活文化に触れることで、インバウンド消費額の増加とともに、生活文化ファンとして、繰り返し来日したいと思う外国人の増加を図るものです。<br>したがって、生活文化に関する基礎的な実態調査や特定分野の詳細調査を行うものではありませんが、課題や目的に対する検証を行っていただくことになります。 |
| 23 | 例えば「海外で活躍している茶道の権威」等に来日いただき、企画を実施することは、事業の趣旨に合致するか。  | それが本格的なコンテンツとして必要なのであれば、特段制限するものではありません。<br>あくまで、審査委員が審査をすることになるため、合理的な説明を企画提案書に明示してください。   |
| 24 | 本事業の申請に当たり、事前に地域の事業者、指導者と申請内容について合意した旨の「同意書」の提出は不要という認識で問題ないか。   | ご認識のとおりです。  |
| 25 | 「武道」は本事業の対象分野になるか。   | 生活文化としての取扱いは、No.4と同様となるためご注意ください。   |
| 26 | 様式3-Ⅱ委託業務経費の事業費の内、「旅費」とはどのような対象への旅費を想定しているか。<br>(具体的には、人件費を計上している人物の交通費か、コンテンツに対して実体験をしにくるインバウンド旅行者の旅費か、それとも事業費の「事業」の範囲次第で、提案者が自由に設定してよいのか)                                      | No.12に示す「手引き」のP.29をご参照ください。   |
| 27 | インバウンド旅行者に向けた旅行業免許を持つ自社の関連会社が募集型企画ツアーや宿泊場所、コンテンツの場を提供することができるので委託業務を受けたいと考えているが、提案を行う際の注意事項(再委託費の割合や人件費計上など)を全般的に教えていただきたい。<br><br>また、再委託の費目で想定されているものに、インバウンド旅行者の国内ツアー醸成は含まれるか。 | No.12に示す「手引き」のP8、P17、P43~44をご参照ください。<br>※再委託は委託業務の一部としてください。割合に特段制約はありませんが、必要な範囲のみの再委託をお願いします。<br>※人件費規定等根拠に基づき計上してください。<br>※再委託が必要な事項であれば構いません。                      |
| 28 | 外部の方にコンテンツの講師を依頼する場合、報酬費は、再委託費・諸謝金のいずれに該当するのか。講師が個人事業主か法人かでの違いがあれば、教えてほしい。   | No.12に示す「手引き」のP27、P43をご参照ください。<br>※質問の内容から諸謝金を指すものと思われますが、内容をお読みいただきご判断ください。<br>※支払先による違いということでしたら、法人、個人事業主による違いは特にありません。   |
| 29 | インバウンド旅行者から参加費を受け取る場合、コンテンツへ参加するための費用として参加費は限定されるのか。例えば、宿泊を伴う参加費として設計しても良いか。   | 宿泊が本事業において必要なものであれば、組み込んでいただいて構いません。ただし、参加費を受け取る場合、相当額は収入に計上してください。   |